

諮問第 3号

平成16年2月23日

司法試験第一次試験については、司法試験法第4条第1項第1号乃至第3号により、学校教育法に定める大学において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目の学習を終わった者等に対してこれを免除するほか、同項第4号において、これらの者と同等以上の教養と一般的学力を有すると認められる者についても法務省令の定めるところにより、免除しているところ、近年の学校教育法施行規則における大学・大学院入学資格の弾力化等を踏まえ、同省令改正の要否及びその内容について検討する必要があるので、司法試験法第6条の2に基づいて、御意見を承りたい。